(目的)

第1条 この要綱は、介護保険制度の円滑な運営を図るため、かかりつけ医や介護支援専門員等に対する介護保険制度の周知徹底及び介護サービスの質向上を目的として、一般社団法人京都府医師会(以下「医師会」という。)が実施する介護保険制度研修等事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(交付の対象)

- 第2条 補助金の交付対象は、医師会が実施する次に掲げる事業であって、市長が必要 と認めるものとする。
 - (1) 各地区医師会等に対する介護保険制度に係る情報提供及び情報交換等
 - (2) かかりつけ医及び介護支援専門員等に対する介護保険制度に係る研修
 - (3) 介護サービスの質向上に係る取組
 - (4) 介護保険制度に係る広報
 - (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める事業に要する経費とする。ただし、上限額を100 万円とする。

(交付の申請)

- 第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市介護保険制度研修等事業費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(実績報告)

- 第6条 条例第18条の規定による実績報告は、補助金の交付の決定があった年度の終 了後、京都市介護保険制度研修等事業費補助金実績報告書(第2号様式)に、次の各 号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の介護保険制度研修等事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」 という。)に基づき、平成25年3月31日までに交付決定を行った補助金については、 旧要綱の規定は、なお従前の例による。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

(あて先) 京都市長

所在地 一般社団法人京都府医師会 会長 **旬**

平成 年度京都市介護保険制度研修等事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

〔添付書類〕

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

第2号様式(第6条関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

(あて先) 京都市長

所在地

一般社団法人京都府医師会

会長

卽

平成 年度京都市介護保険制度研修等事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により交付決定通知を受けた上記補助金に係る実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金額 金 円

〔添付書類〕

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書